

令和2年7月7日時点

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金 (7月8日からの休業要請版)

- 今回クラスターが発生し、感染拡大のリスクが高い「接待を伴う飲食店」においては、感染拡大防止のため、休業の御協力をお願いします。
- 県の要請に応じ、休業に御協力いただいた中小企業等又は個人事業主に対して、下記の通り「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（7月8日からの休業要請版）」を支給します。

(1) 支援の対象

休業の協力要請されている施設を運営する中小企業等又は個人事業主であって、県の要請に応じて、令和2年7月8日（水）から7月21日（火）までの計14日間、休業にご協力いただいた方。

(2) 協力金の金額

- ① 中小企業等（法人）：20万円
- ② 個人事業主：10万円

※なお、複数施設を有する事業者には、10万円を上乗せ。

(3) 申請受付（具体的に決まり次第、お知らせいたします。）

- ① 申請受付期間 決まり次第、お知らせいたします。
- ② 申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留・レターパックにて送付
- ③ 申請書類 決まり次第、お知らせいたします。

(4) 休業の協力を要請する施設

施設の種類	内訳
遊興施設	○キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブのうち、接待を伴う飲食店

(5) お問い合わせ先

099-286-5691（平日8:30~17:15）

(6) 休業協力金に係るホームページ掲載先

ホーム>産業・労働>商工業>
鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金
(7月8日からの休業要請版)について